

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、飯山町寺井土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成19年7月13日

香川県知事 真鍋武紀

1 退任した役員

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	吉村 信一	丸亀市飯山町下法軍寺1266番地	平成19年5月10日
〃	新居 博	〃 〃 〃 1292番地	〃
〃	熊澤 孜	〃 〃 〃 1433番地	〃
〃	林田 元一	〃 〃 東小川1297番地	〃
〃	熊澤 渡	〃 〃 下法軍寺1408番地	〃
監事	原岡 勝	〃 〃 真時4番地3	〃

2 就任した役員

役員の種類	氏名	住所	就任年月日
理事	吉村 信一	丸亀市飯山町下法軍寺1266番地	平成19年5月11日
〃	新居 博	〃 〃 〃 1292番地	〃
〃	熊澤 孜	〃 〃 〃 1433番地	〃
〃	林田 元一	〃 〃 東小川1297番地	〃
〃	熊澤 渡	〃 〃 下法軍寺1408番地	〃
監事	原岡 勝	〃 〃 真時4番地3	〃
〃	尾崎 勇	〃 〃 下法軍寺1305番地	〃